

1. 件名：福島第一原子力発電所構内における使い捨て防塵マスク（以下「DS2 マスク」という。）不要エリアの拡大に係る面談
2. 日時：令和3年7月15日（木）13時30分～14時50分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所構内におけるDS2 マスク不要エリアの拡大について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 現在、DS2 マスク着用不要エリアについては、個人靴移動可能エリアなど限られた場所での運用としていた。
 - 今回、Gゾーンの作業うち、汚染している設備や機器を取り扱う作業ではなく、ダストが舞い上がるおそれのない軽作業や装備交換所または休憩所間の車両での移動時は、DS2 マスク着用不要とする。
 - DS2 マスク着用不要に該当する軽作業の具体例としては、正門での出入管理業務、車両スクリーニング場でのサーベイ業務及び視察等とし、該当する軽作業以外については従前どおりDS2 マスク着用とする。
 - DS2 着用不要に該当する軽作業については、新たに放射線管理計画書の変更等を行い、放射線防護Gの確認と承認を受けてからDS2 マスク着用不要運用の開始とする。
- 原子力規制庁は、上記説明の内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 放射線保護具等の運用については、実施計画に基づく放射線管理基本マニュアルを適時見直ししながら、適切に運用していくこと。

6. その他

資料：

福島第一原子力発電所構内におけるDS2 マスク不要エリアの拡大について

以上